

(様式第3号)

学 則

① 申請者の住所・事業者名、電話	〒527-0003 滋賀県東近江市建部北町520番地の1 学校法人 滋賀学園 0748-23-0858
② 県内の事業所の住所・事業所名、電話	〒527-0003 滋賀県東近江市建部北町520番地の1 滋賀学園高等学校 ※申し込み・資料請求先 0748-23-0858
③ 指定を受ける研修事業の名称	滋賀学園高等学校 介護職員初任者研修(通学)
④ 研修課程および学習方法	介護職員初任者研修課程 ・通学方法 ・通信方法(対象地域:)
⑤ 開講の目的	・福祉の心を養うとともに、福祉についての基礎知識や技術を修得する。 ・高齢社会に対応し、地域に貢献することのできる人材を育成する。
⑥ 指令年月日等(記入は通知後)	令和 年 月 日 滋賀県指令医福第 号
⑦ 受講資格	令和3年度に本校福祉コースに在籍する3年生
⑧ 定員	9名
⑫ 募集・研修期間	(募集)令和3年4月12日～令和3年4月16日 (研修)令和3年4月19日～令和4年3月1日 ※研修期間の初日は開校式の日を言う。
⑬ 研修カリキュラム	カリキュラム日程表(様式第4号-1) 研修区分表(様式第4号-2)を参照
⑪ 研修会場の名称、住所・講義・演習	〒527-0003 滋賀県東近江市建部北町520番地の1 滋賀学園高等学校 ・福祉実習棟2階 ・福祉実習棟1階
⑫ 実習施設の名称等	1. 実施する(実習施設利用計画書(様式第6号参照)) 2. 実施しない
⑬ 使用テキストおよび通信添削課題(出版社と名称等)	テキスト 出版社・・・中央法規出版 名称・・・介護職員初任者研修テキスト ① 介護のしごとの基礎 ② 自立に向けた介護の実際
⑭ 受講手続きおよび本人確認の方法(選考方法含む)	受講希望者には、学則、研修カリキュラム日程表と研修区分表、申込書を送付する。 なお、受講申し込みにあたっては、本人確認が必要なことから、入学時提出書類により確認する。
⑮ 受講料、テキスト代等および支払い方法(受講料補助制度含む。)	・テキスト・・・学年費から支払い。(教科書購入時)
⑯ 解約条件および返金の有無等	退学・休学に伴う場合 授業料・テキスト代の返金は一切しない。

⑰ 欠席・遅刻・早退・受講取消の取扱基準	<p>「欠席・遅刻・早退の基準」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業開始後 20 分以上が経過した後入室したものは欠席、授業開始より 20 分が経過する前に入室した場合は遅刻、授業開始より 30 分が経過した後に退室した場合は早退とする。 <p>「受講取り消しの基準」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習意欲に著しく欠け、終了の見込みがないと認められた者。 ・受講生自身から、受講継続の意思のないことを申し出た者。 ・学校の秩序を乱し、実習生としての本分に反した者。 ・授業時数の 3 分の 1 以上欠席が超過した者。
⑱ 研修修了の認定方法、評価方法と合格基準	<p>認定方法：修了を認定した者には修了証明書を交付する。 評価方法と合格基準：様式第 11 号参照</p>
⑲ 補講の方法および補講料	<ul style="list-style-type: none"> ・欠席者・遅刻者・早退者に対して、教科毎に担当者が指導する。 ・補講等に関しては、費用の徴収は一切行わない。
⑳ 募集の広報の方法	<p>コース別説明会において資料配布の上、福祉担当者が説明。</p>
㉑ 情報公開の方法(ホームページ等)	<p>http://www.shigagakuen.ed.jp/</p>
㉒ 受講者の個人情報取扱	<p>個人情報保護規程作成の有無 (有・無)</p> <p>なお、修了者は県の管理する修了者名簿に記載される。</p>
㉓ 受講中の事故等についての対応	<p>危機管理マニュアルに沿って適切に対応する。</p>
㉔ 研修責任者名と役職	<p>学校長 近藤 芳治</p>
㉕ 課程編成責任者名と役職	<p>教諭 武士俣 真司</p>
㉖ 情報開示責任者名、役職および連絡先	<p>教諭 宇佐美明広 0748-23-0858</p>
㉗ 苦情相談担当者名、役職および連絡先	<p>【事業者】滋賀学園高等学校 0748-23-0858 教諭 武士俣 真司 【事業所】滋賀学園高等学校 0748-23-0858 教諭 武士俣 真司</p>
㉘ 事業所の研修担当者名と連絡先	<p>武士俣真司 0748-23-0858</p>
㉙ その他研修に関する事項	

※情報開示責任者は、責任をもって常にホームページの開示内容を管理・更新すること。

※「その他研修に関する事項」欄には、事業者において特に受講予定者に提示すべき事項があれば記入すること。(求職者支援訓練等を含む。)